上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症による原油価格等高騰による町内商工事業への影響に鑑み、町内商工事業者に対しその事業の持続化に対する適切な支援を行うため、緊急的な措置として実施する上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

　（交付対象者）

第２条　補助金の交付対象者は、町内に独立した事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人で、町内で事業を営む事業者であって、今後も事業継続する意思がある者とする。ただし、下記に該当する者とする

１　農業を主な事業収入としていないこと。

２　交付対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

３　町税を滞納していないこと。

　（補助対象範囲及び補助金額）

第３条　この事業の補助対象経費、補助金の額は次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 補助対象範囲 | 補助金の額（４・５月分） | 補助金の額（６～11月分） | 補助金の額（12・１月分） |
| ガソリン | 事業を行うにあたって必要な経費として支出した令和４年４月～令和５年１月分の燃料量を対象とする。 | １ℓ当たり６円 | １ℓ当たり３．７円 | １ℓ当たり２．２円 |
| 軽　　油 | 同　　上 | １ℓ当たり５．９円 | １ℓ当たり３．７円 | １ℓ当たり２．３円 |
| 重　　油 | 同　　上 | １ℓ当たり８．４円 | １ℓ当たり２．５円 | １ℓ当たり３．３円 |
| 灯　　油 | 同　　上 | １ℓ当たり８．２円 | １ℓ当たり　 ８円 | １ℓ当たり３．８円 |

ただし、１事業者あたり４・５月分は２５０，０００円を上限、６～１１月分は７５０，０００円を上限、１２月～１月分は２５０，０００円を上限とし、各区分の補助金の合計より１,０００円未満は切り捨てとする。かつすでに４～１１月分の交付を受けたことのある者については、１２月～１月分のみを対象とする。

　（交付の申請）

第４条　補助金の申請をしようとする者は、令和５年３月２０日までに上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付申請書（別記様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

　 （１）上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付申請書別紙（別記様式第２号）

（２）収受日付印の付いた直近の確定申告書類の控えの写し

（e-Taxの場合は、確定申告書に日付が入っているもの、日付が入っていない場合は受信通知（メール詳細）を添付すること。）

　（３）対象となる燃料の数量が分かる書類

　（４）その他町長が必要と認める書類

　（交付の決定等）

第５条　町長は、前条の申請がなされたときは、当該内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付すべきと認めたときは速やかに上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付決定通知（別記様式第３号）により通知の上交付するものとし、交付するべきでないと認めたときは上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金不交付決定通知（別記様式第４号）によりその旨を通知するものとする。

２　町長は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

（補助金の返還）

第６条　町長は、偽りその他の不正な行為により補助金を受けた者があるときは、その者から当該補助金を受けた全部又は一部を返還させることができる。

　（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、上士幌町補助金等交付規則（昭和５０年規則第７号）に定めるところによる。

　　　附　則

１　この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

２　この要綱は、令和５年３月３１日限りにその効力を失う。

　 附　則

１　この要綱は、令和４年１２月１２日から施行する。

２　この要綱は、令和５年３月３１日限りにその効力を失う。

附　則

１　この要綱は、令和５年２月２４日から施行する。

２　この要綱は、令和５年３月３１日限りにその効力を失う。